

第 7 4 号議案

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例

足立区立区民保養所条例（昭和 4 9 年足立区条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中足立区立伊豆高原区民保養所の項を削る。

第 6 条第 1 項の表中

「

宿泊室（定員 3 名）	3 , 3 0 0 円
宿泊室（定員 2 名）	2 , 2 0 0 円

を

」

「

宿泊室（定員 2 名）	2 , 2 0 0 円
-------------	-------------

に、

」

「子供」を「子ども」に改める。

第 7 条第 1 号を次のように改める。

（ 1 ） 感染症に罹患し、他の使用者に感染させるおそれのあるとき。

付 則

この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の表の改正規定（「子供」を「子ども」に改める部分に限る。）及び第 7 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（ 提案理由 ）

伊豆高原区民保養所を廃止するとともに、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。